

エドウィン・チャドウィックの救貧法および 公衆衛生思想に関する一考察

—その労働者と家族のイメージに着目して—

尾 崎 耕 司

要 旨

本稿は、エドウィン・チャドウィックの労働者やその家族のイメージをあきらかにし、そこから彼の公衆衛生や救貧法の思想の特色にアプローチしようとするものである。ここでは、『救貧法報告書』や『衛生報告書』に依拠しつつ、チャドウィックが賃銀収入によって家族を扶養する自活する労働者をイメージし、それを生産手段としての土地からは分離するが、雇用の場で居住の手段としての住家に結びつけ一定の定住を求めたこと、その労働者の自立を補完するものとして共済組合や貯蓄銀行への加入が奨められたことをあきらかにする。

キーワード：英国、19世紀、衛生、救貧法、共済組合

はじめに

エドウィン・チャドウィック (Edwin Chadwick, 1800-1890) は、ジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham) の助手として『憲法典』(第1巻, 1830年)の編纂にたずさわり、また救貧法改正 (1834年) や公衆衛生法の制定 (1848年) をはじめ、1830-40年代の英国内務行政改革に広く関わったことで知られる人物である。本稿は、彼がナッソー・シニアらとともに執筆したとされる『救貧法報告書』(1834年²⁾) や、1842年に自ら発表した『大英帝国における労働者の衛生状態に関する報告書』(以下、『衛生報告書』³⁾) を手がかりとして、そこでのチャドウィックの労働者やその家族のイメージをあきらかにし、そこから彼の公衆衛生や救貧法の思想の特色にアプローチしようとするものであ

る。

チャドウィックについては、これまでファイナーやルーズによる伝記的研究を嚆矢として分厚い研究蓄積がなされてきたが、近年その評価のあり方は変容してきている。すなわち、クリストファー・ハムリンやアンソニー・ブランデーのように、これまでのチャドウィックを戦後の福祉国家の起源と位置づける単線的な理解を拒否する研究や⁵⁾、また、ベルナルド・ハリスやこれを承けた金澤周作の研究にみられるように、貧民の救済など、チャドウィックらの改革にもかかわらず19世紀後半に入ってもなおチャリティやフィランソロピといった民間セクターによって進められる部分が少なからずあったことを示して、救貧法など公共セクターの役割を相対化する傾向も強くなってきている⁶⁾。特に後者の研究は、福祉を如何せん公行政の問題とのみ理解しがちであったわれわれの認識に、「福祉の混合経済」というオールタナティブを示した点で重要で、金澤の研究など、救貧法の改正期にあつてなお地域で実態としておこなわれるフィランソロピの例を詳しく紹介している点で有意なものとなっている⁷⁾。

ただし、このように研究が進んでくると、それでは逆にチャドウィックらによって進められた公共セクターの改革とは改めてどのような位置づけが出来るのか、問い直す必要があるように思う。また金澤の研究は、フィランソロピを強調する余り、その慈善の実施方式で慣習型、慈善信託型、友愛組合型等々の分類はするけれども、落ち穂拾いのようなコミュニティの慣習によるものから、友愛組合等の組織でおこなわれるものまでを、おしなべて公的救済でないとの理由で同列に論じてしまう嫌いがある。それでは、逆に公共セクターとこれらフィランソロピの相互の関わりが見えてこない。

われわれにとってここで必要なのは、まず公的か民間かの二者択一的な議論をする前に、その両方のそもそもの救済や保護の対象であるところの、貧民やそこから陶冶されて出てくる労働者、その家族の次元に立ち返って、これをいかに位置づけようとしたのか、その構想を把握することである。

以上の問題認識から、本稿では、チャドウィックの労働者やその家族のイメージを再構成し、救貧や衛生の改革を通じてどのような労働者を創出しようとしていたのか、さらにはそこに民間セクターの介在を必要としたのかしなかったのか、必要としたとすれば何をどのような意図で必要としたのか、等々について検討したいと考える。

I 『衛生報告書』と労働者イメージ

1 『衛生報告書』と『救貧法報告書』

『衛生報告書』は、そもそも1838年にメルボルン内閣の内相ジョン・ラッセルから当時チャドウィックが事務局長を勤めていた救貧法委員会に受給貧民と衛生環境の関連に

ついでの下問がおこなわれ調査が開始されたもので、最初から救貧法と深い関連をもつものであった。⁸⁾そして、この報告書の中では、「もっとも重要で、最も早急に立法と行政の管理の下に入る欠陥というのは、住居の主として外側 (external) にあるもの」(SR, p.99) と、“external” つまり上下水道や道路の改良等、住居を取り巻く外的環境が重視されたのだが、その発想は『救貧法報告書』でも、チャドウィック自身の調査が、「クッカムヴィレッジのかなりの割合の住み小屋およびクッカムディーンのいくらか」について調査したところ、「それらの内側の清潔さや快適さは、その外部の (exteriors) の状態」「と間違いなく一致している」と、外部 (exteriors) の状態とそこに住む労働者の生活状態とが相関すると記していたように (PR, p.355)、両書に共通するものであった。このように両報告書は相互に関連性を持つものであったといえる。それでは、この両書で労働者やその家族はどのように描かれていたのであろうか。

2 統計と労働者イメージ

まず『衛生報告書』について見てみると、そこで特徴的なのは、統計を用いた手法で労働者家族が描かれていたことである。

工場で雇われている子供たちの方が、町が労働者階級に提供している類の住宅にとどまっている子供たちよりも病気になることが多いとしたり、死亡する割合が高いとするような意見などは、間違いと見るのが当然である。多くの工場で換気がまだいかに不完全であるとしても、それらは子供達の親の住居よりはずっと乾燥していて一様に暖かいものである。また、虚弱な子供達が、自分の家よりも健康な場所としてよく管理された工場に送られているという証拠も得ている。マンチェスターでは、労働者階級に生まれた全てのもののうち57パーセントを超えるものが、5歳になる前に亡くなっているというのは、ぞっとする事実だ。つまり、彼らは工場で働く年齢になる前に、もしくは他の何か仕事に従事する前に亡くなっているのである。……労働者階級の場合に起こる5歳から10歳までの時期での死亡率は、調査の回答が示しているとおおり、あまり仕事には就くことのないはずの中産階級の子供達の死亡率ほど大きいわけではない。労働者の子供達で最も虚弱な部分は淘汰されたのだろうが、仕事に就くということが影響して、第二ステージ (5歳から10歳の時期) で亡くなる人の割合を増加させてしまうような害を与えているということは、全く示されていないのである (SR, pp.223-224)。

これは、1840年のマンチェスターでの調査で、0歳から20歳までの人口を5年ごとのステージに区切り、その死亡者数の比較をしたときの彼のコメントである。ここではみられるように、5歳以下の子供の死亡者数が高いことを挙げつつ、就労が死亡率上昇の原因とは判断できないこと、かえって親の住居の状態がこのことに影響していることが示

される。生産の場から居住の場を切り離し、後者を問題として強調するのである。

ファイナーによれば、チャドウィックはリカードら古典派経済学の影響を受けたといわれ、古典派経済学派の労働価値説がそうであったように国富の源泉を労働力に求める立場を示す (SR, p.252)。そして、統計を重視し、この国富の源泉たる労働者階級の肉体的強靱さを、死亡者の年齢から割り出した平均寿命なり、あるいはこれに罹病による損失分をも加味して割り出した生涯の所得によって表すという方法をとって衛生問題に接近する。

年齢や所得といった数値化できるもの、あるいは何年生きることができたとか、いくらの所得が得られたとか、結果によって感得できるものに幸福を求め、その総和の増大に関心を置くという点は、チャドウィックの功利主義的特徴とでもいうべきか。いずれにせよ、目的合理主義的なものの見方を彼が採用していたことは確かであろう。さらにその際、上述のごとく居住の場にその目的合理主義の実現が目指されたのである。

実はこのチャドウィックのような議論の仕方は、当時の統計の処理方法として必ずしも広く支持されたものではなかった。そこには有力な反対意見が存在したのである。ウィリアム・ファー (William Farr, 1807-1883) がその代表格である。そこで次に、チャドウィックの寿命に関する議論を、ファーのそれと比較しつつ、その特徴を見ていくことにする。

3 チャドウィックとウィリアム・ファー

ウィリアム・ファーは、チャドウィックと同時代の人物で、医師出身であり、1839年以降民事登録総局のスタッフとして生命統計表の発展に寄与した人物である。彼がその名を世に知らしめた1837年の「生命統計 (Vital Statistics)」が、J. マッカロー (John Ramsay-MacCulloch) の『大英帝国統計報告書 (Statistical Account of the British Empire)』第2巻の一節として発表されたように、マッカローのようなリカードとも親交の厚い人物とのつながりの中でそのキャリアを積んだ、その意味ではチャドウィック同様古典派経済学の影響を受けた人物である。¹¹⁾

それでは、両者はいかなる議論を展開するのであろうか。チャドウィックが統計をあつかう場合、上述のマンチェスターの調査に見られたように、そこで最も重視するのは死亡者数であり、そこから割り出された平均寿命 (平均の死亡年齢) であった。この数値を手がかりとして、さらにたとえば都市の代表としてのマンチェスターと平均的な農村地区としてのラトランドとを比較した事例をとりあげつつ、マンチェスターでの専門職やジェントリ (およびその家族) の平均死亡年齢が38歳、同じく商人-20歳、労働者-17歳であるのに対して、ラトランドでは、それぞれ52歳、41歳、38歳と、どの階級でも後者において延びていることを示す (SR, pp.222-223)。階級間よりも人口密度の

違いなど地域の環境の違いに問題を引き込む論法がとられるのである。

かかるチャドウィックの論法に対して、批判的な議論をあらわしたのがファーである。ファーの場合、チャドウィックのように単年度の死亡者数から平均寿命を算出して、これをもって人口の現状を示そうとする方法は採らない。これでは、逆に生存者の存在、特にイギリスの場合、19世紀に入る頃から40年続けて年率1.14パーセントの伸びを見せたといわれるその人口の増加傾向が反映されず、乳幼児期の死亡者数が過度に強調されてしまうからである。¹³⁾ ファーは、これに対して平均余命を採用する。出生者数から死亡者数を差し引いた生存者数を年齢ごとに割り出し余命の期待値を求めていく方法は、人口の増加と死亡率双方をその推移に組み込むことができ、より正確さが期待できるものであった。これにより、平均寿命で算出すると、たとえば1841年のイングランドにおけるそれは29歳で、フランスの34歳、スウェーデンの31歳を下回るが、平均余命に換算し直すと、イングランドは41歳で、フランス40歳、スウェーデン39歳を逆転するのである。¹⁴⁾

チャドウィックは、かかる方法を知らなかった訳ではない。ファーを民事登録総局のスタッフとしてその総監トーマス・リスターに紹介したのは、他にもないチャドウィックであった。¹⁵⁾ ところが、彼はファーの方法を用いず、平均寿命から議論をたてるのである。ここからは、チャドウィックの議論にいささか恣意性をみてよいように思う。

チャドウィックが、5歳という年齢を区切って、就労するか家に留まるかに判断の基準を据えようとするのがまさにそうである。ファーも年齢のステージを0-5歳と5-10歳というように区切ることはある。しかし、これはあくまで便宜的な措置で、一方では、「3歳以下の子供達に極端な人数で見られる高い死亡率¹⁶⁾」との表現がなされるように、3歳以下の乳幼児に死亡率の高さを見ており、それは生体の弱さを示すものではあっても、少なくとも直ちにそこから居住環境に関連づけようとするものではなかったのである。

ファーは、この平均余命を重視する立場から、居住地だけでなく、年齢、職業、性別その他こまめに分類をおこなってそれぞれの動向を追究していく。そこから、やがて「人の現在と将来にわたる経済的価値 (Present and Future Economic Value of Man)」という概念を表して、¹⁷⁾ それぞれの職業の違いや年齢に応じて人がどれだけの収入を得られるか、特に養育や教育を受ける期間に投ぜられる経費と、それを経た後将来にわたってどれだけの収入を得られるようになるかとのバランスを見通すといった方向に進んでいく。ファーは、社会的な分業を前提に、分業を形成する個々の人に対する見方 (経済的価値) を立ち上げたのであり、さらには課税の問題にも言及して、所得税を中心とする見方、その累進性や養育費控除の必要性といった所得の再分配を論じるようになった。¹⁸⁾ 分業をおこなう社会を一体として勘案しこれに対処する、社会行政の入り口にまで到達したのである。

これに対して、チャドウィックはこのような方向はとらなかった。ファーが青少年期に死亡率の低位安定をみ、教育費などの投資で将来の富を展望したのに対して、チャドウィックが死亡率の分析から導き出したのは、青少年など自ら家族を形成していない者の未熟さと「不道徳」であった。チャドウィックにとって青少年とは、暴動の際の暴徒の中心となるなど、「経験もなく、無知で、ばか正直で、怒りっぽく、熱烈で、危険で、肉体だけでなく道徳をも絶え間なく低下させる傾向を持つ」存在であった (SR, p.268)。この「不道徳」な存在には、青少年だけでなく孤児や寡婦も含まれる。チャドウィックにとってなにより重要なのは、成人した男子の労働者であり、彼らが家族をなすことであった。「職人や農業労働者のおかれた状況を改良するのに最も望ましい環境のひとつは、彼が」、「よく整った家庭のなかで良き職業上の訓練を受けた女性を妻として娶ることである」(SR, p.195) といった文言は、チャドウィックの結婚観をよく表すものであろう。さらには、

労働が可能な平均的期間が、自然的な老齢退職の期間、すなわち証拠が示すとおり、建物の内と外の衛生的手段が上手にかみ合うことで期待される平均で満60年にまで伸びるところで働くことによって、一つの住居あたりの (家族構成の一注、尾崎) 勘定は、一人の退職労働者と一人の寡婦、そしてその間に親から養育を受けて、親の退職までに独り立ちできる手段を身につけた4、5人の成長した子供からなる家族になるだろう。ところが、15年か20年しか労働可能な年数がない人々にあっては、同じく労働に従事する住居は、同じ期間に2世代と4分の1の労働者でしか満たせないし、そのいずれも、そこに依拠する子供を全てが完全に育ち、もしくは独り立ちできる状態に持っていくものにはならないだろう。(SR, p.270)

とも、チャドウィックは記している。これは、配偶者を亡くした寡婦を想定して、その親であろうか、退職を迎えるまでの労働者が寡婦とその子供の養育をおこなう場合を示したものなのだが、みられるように60歳という退職年齢まで生きて働く労働者と、そのもとで独り立ちができるまで養育がおこなわれる労働力再生産の場としての家族、ここに、チャドウィックが「道徳」的存在とする、労働者やその家族の理想が描かれているのである。ここからは、子供の養育など、ファーであれば社会の問題として受け止めるような視点が微塵も見いだしえまい。それは、あくまでも自助として、家族内の問題にとどめ置かれたのである。

Ⅱ 『救貧法報告書』にみる労働者と旧慣

1 『救貧法報告書』にみる労働者イメージ

『衛生報告書』にみられた労働者および家族のイメージは、それではどのような背景

をもって形成されてきたのだろうか。本章では、1834年の『救貧法報告書』にさかのぼり、特にチャドウィック自身が調査に当たった部分を中心に検討することで、この点を探ることにしたい。

『救貧法報告書』が、1782年のギルバート法や1795年からのスピーナムランド制度の実施以来広がった院外救済、特に健全な貧民を救済することを批判したことはよく知られている。そして、「劣等処遇 (less eligible)」を導入したワークハウス内での救済にこれを制限することを提唱して、これが1834年の改正救貧法に反映されたこと、またこの方法を主唱したのがほかならぬチャドウィックであったことも周知の通りである。チャドウィックが調査をおこなった地区で、改正救貧法以前に劣等処遇が試みられていたことでも知られるクッカム (パークシャー) について、「クッカムで作り出された第一の直接的な効果は、健全な貧民 (the able-bodied paupers) を自活する労働者 (independent labourers) へと転換したことである」(PR, p.341) と記されていたように、健全な貧民が、劣等処遇を受けることへの忌避から、救済を受けるよりも労働者として自活する道を選ぶことがイメージされていたわけである。

さて、そうするとここで問題になるのは、自活する労働者という場合に、それがいかなる内容をもつものであったかである。

まず、ここではスピーナムランド制度にみられる教区による賃金補助や (PR, p.215)、雇用分担税 (labour-rate) のように教区の役人が労働需要を無視した雇用を創出しようとするなど、総じて公共セクターによる労働市場への介入を結果することになる救済には、強い批判がなされた (PR, pp.294-333)。その点で『救貧法報告書』は、レッセフェールなり自助の立場を堅持するものであった。また、土地割当政策 (allotment of land) の導入によって、労働者が再び生産手段たる土地と結びつくことにも強く反対が示されていたのであって (PR, pp.278-294)、以上みられるように、貧民を市場原理に委ねて自身の労働力の売り手として自立させる、マルクスが原蓄期の分析を通して描き出した「自由な労働者」としてのイメージがそこにはあった。¹⁹⁾ このことは、大方の議論が一致するところであろう。

ただし、労働力の売り手としての労働者の創出といっても、それは決して労働者個々人がバラバラにアトム化されることを意味してはいなかった。この点で次の指摘は重要である。

良き旧き英国労働者 (the good old English labourer) の道徳的、知的気質というものは (以前の時代には、彼は決して教区の役人の恩義に預かることなど決してないと正直に誇りを持って自慢をしていたものなのだが)、すべて破壊されてしまった。慎重さや自尊心、自制心といった全ての習慣は消滅してしまったし、家族というのが教区の賃銀補助を受けとるための全くの許可証になってしまっ

対して全く備えのない婚姻というものが、この全く有害なそして全く墮落したシステムの結果出来たとしても驚くには値しなくなった。実際、われわれは三代にわたる貧民（父親、その息子、その孫（the father, the son, and the grand-son））が、尊ぶべき家族というものを従え、毎週土曜日になると週の賃銀補助を求めてぞろぞろと教区貧民監督官（overseer）のもとに集まってくるのを見るし、男子と女子が眠りに就くベッドも彼らを覆う屋根も与えられないで結婚することを見るようになった。（PR, pp.353-354）

これは、クッカムで劣等処遇を導入した人物であり、またチャドウィックが、調査にあたって必要な情報の提供をうけ、全ての質問に「最も完全な回答」をくれると高く評価したトーマス・ウェートリー（the Rev. Thomas Whately）の証言である。²⁰⁾ ここには、スピーナムランド制度などにより壊れてはしまったが、それ以前には存在したはずの、道徳的で知的で、慎重さや自尊心といったメンタリティーに富む労働者、そして、父親、その息子、その孫（the father, the son, and the grand-son）と男系を軸に形成され、教区の補助には依らないで暮らしていく家族と、その理想とすべき姿が、「良き旧き英国労働者（the good old English labourer）」との表現をもって言い表されている。自活する労働者とは、この「良き旧き英国労働者」とのイメージで示されたような、みずから労働し、家族を扶養する、一家の長たる成人男子のことであった。この点でこれは、先の『衛生報告書』で示された労働者観と重なるものであり、そのルーツをなすといってもよいものであった。

2 生産手段からの分離 居住の手段への結びつけ

以上のように『救貧法報告書』と『衛生報告書』との間に労働者観、家族観が通底することを確認するとき、われわれは次に、これがさらにどのような背景や意図をもって出てきているのかを探る必要がある。そこでさらに『救貧法報告書』に即してこれを見ていこう。

たとえば、貧民への土地割当政策を例に見ると、これは労働者とその家族に労働時間外での耕作目的で土地の借用（occupy）をさせ、ジャガイモや野菜などの栽培によって不足する賃銀を補完させようというもので、当時一般には健常者貧民の自立を支援するものとして有力視されていたものである。²¹⁾ しかし『救貧法報告書』では、これに対して批判が展開される。そこでは、大きな土地を与えてしまえば、時間がすべて耕作に振り向けられてしまっただけで賃労働を阻害することになるし（PR, p.278）、そうでなければ、「資本も、十分に肥えた作業のための土地もなく、中途半端な耕作をなして、実りのない労働の結果は、もちろん不満足な作物しか生み出さない」と、結局は労働者が、「ちんけな百姓（a petty farmer）」になってしまうとしていた（PR, p.280）。ここに、改

めて労働者を再び土地という生産手段に結びつけ、自営農民への回帰をさせてしまうことへの危惧を見て取ることは可能であろう。

ただし、注目したいのは、他方で同報告書はこれに続けて次のようにも述べていた。

おそらく、その（割り当てられた一注、尾崎。以下も同じ）土地には掘っ立て小屋（a hovel）が建てられる。そして、それに結婚と子供（の出産）が続くことになる。

2、3年ちよっとのうちには、次の世代が土地を欲しいと言うようになるだろうし、需要が需要に続いて、果てはアイルランドの場合と同様、小屋住み農夫の人口（a cottier population）が国中に広がり、窮乏と貧困が到るところで増加するのである。（PR, p.280）

ここではアイルランドへの蔑視的な見方も注目されるけれども、みられるように、土地割当を行うと、その与えられた土地に貧民が掘っ立て小屋のような粗末な住家を建ててしまうこと。そして、そこに家族ができ住み着いてしまうと、世代を超えて貧困が定着してしまうと懸念が表明されている。居住の問題があわせて取り沙汰されているのである。

当時、貧民の住家は教区税（rate）が免除されることとなっており、また院外救済の一環として貧民の住家に対しては教区から家賃補助がなされていた。そして、その免除と補助を目当てに、貧民の住み小屋であることを証明すべく故意に不良住宅の建設がおこなわれたのであり（PR, pp.83-84）、その結果クッカムでも、「もっとも粗末な掘っ立て小屋（The most wretched hovels）が住家に転換され、その家賃は教区の勘定がこれを負わされた」という（PR, p.354）。これをうけて、前章で述べた通り、住み小屋の「外部の（exteriors）の状態」と、そこに住む労働者の生活状態とが相関するものとされ、住家の改良が唱えられたのである（PR, p.355）。

『衛生報告書』は、この点をさらに踏み込んで論じている。ここでは、貴族的大土地保有者による、囲い込みとハイファーマーミングの実施に付随した住み小屋の改良が高く評価される（SR, p.326）。たとえば、レスター伯爵の場合、そのホルカム（Holkham、ノーフォーク）に設立されたエステートは、今日でも25,000エーカー規模を誇るものなのだが、そこに建てられた住み小屋は、一般的な草葺きのものとは違って、レンガ造りにタイル屋根で、1階にフロントルームとキッチン、パントリー、上部に3つのベッドルーム、またそれぞれの住み小屋が、裏手で洗濯場、ごみ置き場、便所、豚小屋と接続するようになっていた（SR, p.326）。このホルカムの住み小屋について、チャドウィックは調査者のトゥイスルトンの賛辞をそのまま引用し、

ホルカムでのレスター伯爵の住み小屋のいくつかは、おそらくイングランドのいかなる地方で見られるもののうちでも最も堅固で快適なものである。そして、もしイングランドの農民すべてが同様の小屋に下宿することができるならば、それはユー

トピアの実現となろう。(SR, p.326)

と、みられるように、「ユートピアの実現」とはなんとも追従に^{ついで}すぎる表現であるけれども、こうした建物を理想と定めていたのである。

以上のように、『救貧法報告書』と『衛生報告書』とは双方ともに、貧民の自活する労働者への転換を、生産手段からはこれを分離するけれども、逆に居住の手段たる住居はこれを改良した上で、そこに結びつけようとする意図が込められていたのである。

3 定住権 (settlement)

もう少し議論を深めてみよう。自活する労働者を居住の手段に結びつけるという場合、それはただ建物を改良しただけで、居住者は変転とどまらないものでよいというのではない。そこには、一定の定住が念頭に置かれてもいた。この点に関しては、『救貧法報告書』が多くの紙数を割いた「定住権 (settlement)」の問題に触れつつ、少し詳しく述べる必要があるだろう。

定住権とは、貧民の教区への定住と救済を受けることに関わる権利で、そもそも1601年のエリザベス救貧法制定以後、特に1662年の定住法²³⁾が教区への新たな来住者で教区の負担になるものに対しては、到着以来40日以内であれば、もしくは年評価額10ポンド以下の借地借家 (tenement) に住むものであれば、これを元の教区に退去 (remove) させることができるとしていたものを、名誉革命後の改正定住法 (1691年)²⁴⁾などで、逆に移送されずに40日間教区に住み続けたり、また10ポンド以上の評価額の借地借家に住み続けたならば、その教区に留まって救済を受けられると、権利に転化されたものである。これはまた同時に、救済を受ける教区を特定する貧民の居住登録としての性格をもあわせ持つことになる。1691年法では、このような居住要件の他に、さらに同一教区で1年間教区の役職に就くか税を負担した者、未婚者で1年以上同じ教区内で雇用された者、徒弟として働いた者等にも定住権が与えられ、以後も婚姻 (妻の夫とおなじ教区での定住権の獲得)、出生 (嫡出子の親と同じ教区での定住権の獲得) 等々によっても同じ権利が与えられるようになっていった。

さて、『救貧法報告書』がこの定住権の存在を批判したことはよく知られている。²⁵⁾ここでは、年齢16歳までの嫡出子が親と同じ教区の定住権を持つことは許容されるべきだとされたけれども、特に雇用や徒弟等の要件についてはその廃止が訴えられた (PR, pp.473-474)。これらの要件のために、逆に雇用主が自らの教区で労働者に定住権を獲得させないようあえて雇用期間を1年未満に短縮するので、労働者はそのたびに移住を迫られ、また地主と借地人=農場経営者が謀って住み小屋を取り壊し、労働者を周辺教区に追いやることなどがおこなわれたというのである (PR, pp.245-249)。

このことは、まず一方ではチャドウィックが、「定住法は英国労働者を自分の (出生

地など一度定住権を得た（注、尾崎）教区に閉じ込めてしまうのにとってもよい手段になっているように思う」（PR, p.248）と述べているように、労働者がみずからの意志で自由に移動することを制限することに結果してしまう。

しかし、ここで移動の自由が阻害されることだけが問題とされているのではない。他方では、以下の記述にも注目したい。

私たちが知っているところによれば、物事がその自然な成り行きをとるようになっているところでは、農業労働者というものは、一般的に年間で雇用されるし、またしばしば彼の全生涯を同じ農場で過ごすものである。しかるに、物事を自然の成り行きに委ねないで、雇用主は、彼が労働者に新しい定住権を得ることを許さないとしたら、自分の利益にどのくらい跳ね返ってくるだろうかということを常に考えなければならない。（中略）もしその農場主が、（中略）定住権の獲得を阻止しようと思うのであれば、第一には教区民でないものは雇わない、第二に教区民でないものを雇う場合は全て一年未満の雇用とする、第三に雇った人を自らの教区で眠らせることはしないとといった方法で、それを実行するのだ。（PR, p.245. 下線－尾崎）

ここには、教区税負担から逃れることによる利益を勘案して、労働者が定住権を得ることを防ごうとする農場主の発想が描かれているのだが、みられるように、「農業労働者というものは、一般的に年間で雇用されるし、またしばしば彼の全生涯を同じ農場で過ごす」と、労働者が同じ農場で雇用され続けることが、雇用主の恣意が働かない場合の「物事の自然な成り行き」と理想化されている。『救貧法報告書』は、定住権から派生する雇用期間の短縮などが、「労働者と彼の主人との間の絆の強さを弱めてしまう」（PR, p.247）ともしており、そもそも職住の近接を前提とした雇用主と労働者との協調的な関係を重視する傾向がある。これは、『衛生報告書』で、ホルカムの例のように労働者が農場内の改良された住み小屋に住み、職住が近接していることがユートピアと描かれていたことと共通する点で、このような雇用主によるパターン的な関係が、「物事の自然な成り行き」に前提されていることは念頭に置かれるべきであるけれども、ともかく、出生その他で居住地が制限されることについては批判的な『救貧法報告書』にあって、しかし他方で雇用がなされる場においては、一定の、できれば「彼の全生涯」というように長期で定住することが理想とされていたのである。

『衛生報告書』が、60年の労働期間が3世代にわたる養育を可能にするとしていたことはすでに見たとおりであるが（SR, p.270）、このような年齢による退職にいたるまでの雇用が評価されたのも、かかる定住の問題と表裏をなしていたといえよう。

こうして、生産手段からは分離されるが、雇用の場においては居住の手段としての住家に結びつけられ一定の定住が求められる労働者、これが『救貧法報告書』と『衛生報告書』に示される自活する労働者像に、さらにその内容として加えられていたのである。

4 庶民 (commoners) の慣行

さて、それでは、かかる居住の手段に結びつけ一定の定住を求める労働者像というのは、いかなる現実との緊張関係の上に出てきたのであろうか。本節ではこの点をみておきたい。

再び『救貧法報告書』で定住権に関する記述にもどると、同書では、当該項目を次のような書き出しで始めている。すなわち、ここでは1662年定住法の前文がまず引用され、「法にいくらか欠陥があることから貧民達は」、「住み小屋を建てるのに最適な丸太などがあり最も大きな共有地や荒蕪地をもっている教区」「に自ら住み着こうと試み、そしてそれを使い尽くしてしまったら、その時は別の教区に移るのである。このようにして彼らはゴロツキや浮浪者となってしまうのである」(PR, p.242. 下線-尾崎)と、共有地の広がり「ゴロツキや浮浪者」を生む要因と指摘されていたことがあえて持ち出される。この引用を承けてのち、ところがこれを防止しようとして定められた定住法が、先述の1年間以上の雇用といった要件のために上手く機能しないと議論が続けられていく。みられるように、そもそも貧民の浮浪者化の温床が、「共有地や荒蕪地」の存在に見て取られていたのである。このことは、「農村部では、新しく建てられる住み小屋で最も質の悪いものは、共有地の境界のところらに労働者自身が建てたものである」(SR, p.297)とする『衛生報告書』の認識とも符合するところである。労働者を雇用の場で定住させることはもちろん、それを改良された住家に結びつけようとするインセティブは、この共有地の問題との緊張関係から出てきているのである。

近年、庶民 (commoners) の生活の実相を掘り起こす研究が進められている。たとえば、ジャネット・ニーソンは、開放耕地で共有権を利用しながら小農民として暮らす庶民の実態を分析し、彼らが議会エンクロージャー以降も生き残ってゆくことを明らかにした。²⁶⁾ また、スティーブ・ヒンドルの教区に関する研究は、‘the economy of makeshifts (やりくりの経済)’ の概念を応用して、貧困者にあっても共有地を利用して、そこでの落ち穂拾いや、荒蕪地その他で薪や果実を手に入れ農業収入の不足を補い、さらに親族や隣人の相互扶助等もあって、まさに様々なやり繰りをもって間に合わせ (makeshifts)、公的救済には必ずしも依存せずに暮らしていく庶民の暮らしを活写した。²⁷⁾ そして、ニーソンの研究もヒンドルの場合も、この荒蕪地などでの採取作業をおこなうのが女性や子供であったことを指摘している。²⁸⁾

さらに土地割当政策に関するモーゼルの研究も、土地の割当を受けて実際にそれを耕作したのは、貧民家族のうちで妻や子供であったであろうとしている。²⁹⁾ このことは、『救貧法報告書』も指摘しているところで、同書は、分配地を実際に耕しているのが未婚女性や寡婦であったり、³⁰⁾ 「代理人の述べるところによると、朝6時から夕方6時まで12時間農場主のために働く男は、彼の妻や家族の手伝いもあって、半エーカー (の土

地一注、尾崎)を、おそらくは半分をジャガイモ、そして一頭の豚を飼ってやり繰りし、家族を養うのである」(PR, p.286)と、家族の労働で分配地にポテトや豚の飼育がやり繰りされていることが示されていた。

こうした共有地の利用などあり合わせで生きる庶民の生き方は、共同体での日々の生活そのものに幸福を感じるなにか価値合理的な生き方ではあっても、すくなくとも、チャドウィックが目指す、成人男子労働者の賃金収入と父権を軸にした家族の扶養をもって、平均寿命の延長や国富の増加といった数値化できる目標を目指す目的合理的な生き方とは対立するものであっただろう。

そして、これが、治安判事や教区委員をはじめ名誉職の裁量による地域行政が全盛となった18世紀後半には、救貧政策自体に盛り込まれることになった。たとえば、ギルバート法の名で知られる1782年の改正救貧法は、その第27条で、「粗末な家屋で暮らす貧民により良き住み家を与える目的で」、そうした貧家が立つ地区の貧民救護官(guardian of the poor)は、保有権者等の合意の上で、「その近くのまたは近隣の荒蕪地や共有地か土地かいづれかを囲い込むこと」、もしくは「同様の目的で、その上に建物を建てたり、占有したり、耕作をしたり、改良をしたりするために、10エーカーを超えない範囲でかかる荒蕪地や共有地の一定の部分³¹⁾を」囲い込むことを法認するとした。このようなことが背景となって、『衛生報告書』が、「住み小屋で最も質の悪いものは、共有地の境界のところ³¹⁾に」建てられると指摘していたような現象が生まれ(SR, p.297)、また地域の名誉職による裁量で、院外救済の一環として貧民の住家への家賃補助がなされ、その補助金目当てに不良住宅が建てられて、果ては建築投機がおこなわれた結果、「常に住み小屋を急増しよう³¹⁾と待ち構える建築投機師が沢山いて、住み小屋は私達のまわりでキノコのように生えている」という事態が現れたのである(PR, pp.248-249)。チャドウィックにとって、これは認められるものではなかった。

このような現状との間の緊張関係があったから、チャドウィックの労働者イメージは、なおさら自活が、すなわち共有地等に依拠するあり合わせの暮らしといった、庶民レベルでの共同体慣行から離れて、その意味で個々の家族を単位に、賃銀収入をもって自立することが強調されるようになったのである。

Ⅲ 共済組合と定住

1 共済組合

前章まででわれわれは、チャドウィックが抱く労働者およびその家族のイメージのあらましを理解できるようになってきた。そこにあらわれたのは、成人男子労働者を軸に、家族をもって扶養がおこなわれ、また、職住近接を理想に、出来るならば全生涯を通

して同じところで雇用され定住する、そうしたイメージであった。

さて、以上のように見るとき、それではこのような労働者像はいかにして実現できると考えられていたのであろうか。

ここでは、チャドウィックが労働者の自活を唱えるとき、具体的施策として、共済組合 (Benefit Society, Friendly Society など) や貯蓄銀行 (Savings Bank) の存在を挙げていたことを思い出さねばなるまい。『衛生報告書』でチャドウィックがとる平均寿命を重視する方法や、60歳を定年と考えてそれまでに得る所得によって家族を養うという発想は、共済組合等の生命保険の運用方法に由来するものであった。また、同書第5章 (『衛生の手段を講ずることを怠ったことから来る金銭的負担』) では、さかんに共済組合による病いの保険上の換算方法や、雇用者が被用者を貯蓄銀行に加入させることのメリットが紹介されていたのである (SR, pp.282-283, 324-325)。

共済組合は、18世紀の後半、特に1793年の友愛組合法³²⁾その他の法整備を受けて発展したもので、本稿が取り扱う時期においては、地域を主たる単位として組織がなされていた。そして、その地域ごとに工場主や農場主など地元の有志者の寄付と加入者たる労働者自身の掛け金をもって設立運営され、疾病保障や死亡時の割り戻しなど労働者に対する保険事業がおこなわれた。19世紀前半までの共済組合は、加入者は概ね成人男子と想定されており、掛け金に応じて保障を受け、またやはり掛け金の多寡に応じて組合会合時の投票権が与えられることになっていた。女性は、特に既婚女性の場合、加入を許されなかったか、加入ができたとしても運営への参加は認められないなど規制が多かった。また、未成年者 (minor) は原則的に加入が認められなかった³³⁾。これらの点で、その構成員は、チャドウィックが理想とする成人男子労働者を中心とする労働者家族のイメージにちょうど当てはまるものであった。

チャドウィックは、この共済組合に救貧法調査に関わる以前から関心を示していた。彼が、1828年に『ウエストミンスター・レビュー』誌上で発表した生命保険に関する論文には、

労働者諸階級の習慣の中で進められている改良のうち、最も決定的で満足を与えることが示されるものは、共済組合 (Benefit Societies) や他の同様の目的のために設けられた諸施設が増加していることである。それらは、前世紀の中葉まではほとんど知られなかったものである³⁴⁾。

と、共済組合が労働者階級の改良にとっての最良の手段として取り上げられていた。そして、死亡率から平均寿命を割り出す方法や、それを保険に適用する立場は、すでにこの論文の中で表されていたのである³⁵⁾。

この1828年の論文と42年の『衛生報告書』の間に作成された『救貧法報告書』も、やはり共済組合や貯蓄銀行等に着眼している。なかでも、次のような例が示されていたこ

とは重要である。

クッカムでは—

最大の暴動を引き起こしたのは、住み小屋の救貧税の額や、家賃を支払う時に（補助となる—注、尾崎）寄付を与えることを拒んだことであった。この階級の多くが極めて激高して見えたので、教区会は、教区内の各区域から模範となるものを2-3人取り上げることが賢明であると考えた。首謀者のひとり（ウィリアム・セクストン）は、いまだかつて家賃も救貧税も支払ったことがなく、自らの息子（16歳の若者で失業中）が救済を受けることを拒否されたために、すごく無礼な振る舞いをした人物でもあった。その彼が、模範となるよう選抜された。救貧税の支払いの請求が彼に突きつけられたのである。彼は、それ以来滞ることなく自らの救貧税と家賃を支払っている。また、彼の家族はその時から増えているのだけれども、彼は決して教区の救済を受けることはなかった。彼は、行儀のよい尊敬に値する人物になったのであり、ウェイトリー氏に対して大きな愛情を示すようになっていく。彼は以前は、同氏に対して頑固で無礼な態度をとっていたのだが、私は、この人物の貯蓄銀行（savings' bank）の口座を見たのだが、彼の身分からすればその金額は相当なものであった。上述の若者は、今はロンドンでりっぱな店員になっている。彼がウェイトリー氏に会いに来ると、以前のすべての親切に対して感謝をするのだが、その中でも最大のものは彼に救済を（受けることを—注、尾崎）きっぱり断らせたことである。古い救済のシステムが続いていたならば、この少年もその兄弟達もおそらく一生貧民でいたことであろう。（PR, p.368. 下線—尾崎）

これは、クッカムでトーマス・ウェイトリーらが、一時暴動の首謀者として祭り上げられた人物を改心させた事例を取り上げたものである。ここでは、みられるように改心により「行儀のよい尊敬に値する人物になった」労働者の、その模範とされた所以に、「決して教区の救助を受けなくな」ったことはもちろん、「貯蓄銀行に口座が見え、彼の地位からすればその金額は相当なものになる」と、貯蓄銀行に十分な貯蓄をしていることが挙げられている。金融機関に依拠した貯蓄という形での労働者の財産形成が、自活や自助において重きをなしていることを確認しておこう。³⁶⁾

そして、この共済組合等による貯蓄に着目するとき、かかる組合に加入するものが定住権を得ることを禁じられていたことは見逃せまい。たとえば、1793年の友愛組合法はその第22条で、

第22条 さらに前述の機関によって次のことが規定される。この法の効力の下にある、もしくはこの法の効力に則するいかなる教区やその他の地域に住む、かかる組合のメンバーはすべて、その個人がその組合のメンバーであることを辞め、また上文で述べられた彼もしくは彼女の証明書を廃止した後でなければ、文書による告示

の配布や発行をもっても、その教区や地域において定住権を獲得することも、獲得したと見なされることもない。³⁷⁾

と定めている。『救貧法報告書』の定住権に関する記述と、その背後に雇用の場で労働者を長期に定住させたいとの思惑が伏在していたことは前章でみたところであるが、共済組合等との兼ね合いでみると、このことの意味がもう少し明瞭に見えてくる。

すなわち、共済組合は地域を単位に、そして組合員の終身加入を前提に組織されていた。終身加入が前提であるから、加入者の平均寿命や罹病率をもとに掛け金や割り戻し額が算出しえ、生命保険事業が成り立つのである。ところが、雇用主が定住権の取得を忌避して短期雇用を迫り、労働者が居住する教区を頻繁に変えるのではこれが成立しない。また共済組合は、若年者の単独加入を認めず、親となる成人男性による扶養を前提としていた。ところが、徒弟によって子に定住権が与えられると、定住権は一度獲得されると以前別の教区で取得したそれは抹消されることになっていたから、このことも手伝って、子は親元の定住権を失い、親と子が別々の教区に所属することになる。親子が同じ教区の共済組合に加入できなくなってしまうのである。成人男子労働者が定住を前提におこなう家族の扶養、これを阻害する要因としての退去 (remove) があるから、定住権は、とくにその雇用と徒弟の部分において廃止が求められたのである。

自活する労働者が、長期の定住をもって雇用される居住地に結びつけられること、それは、理念として雇用主と労働者との間のパターンリスティックな関係が(ある意味ノスタルジックに)思い描かれていることから来るのだが、より現実的には、その雇用主らも出資にたずさわる共済組合などの金融機関によるバックアップ、これとの兼ね合いのうちに必要とされたといえる。1828年の生命保険論文以来、『救貧法報告書』から『衛生報告書』にいたる論考は、この点で共通の認識によって貫かれていたのである。

おわりに

以上、チャドウィックが『救貧法報告書』や『衛生報告書』で描いた、労働者およびその家族のイメージを検討してきた。その要点を整理すると、

- (1) チャドウィックの労働者イメージは、「良き旧き英国労働者 (the good old English labourer)」との表現に示された、道徳的かつ知的で慎重さや自尊心といったメンタリティーに富む自活した労働者で、その賃銀収入によって家族を扶養する一家の長たる成人男子のことであった。
- (2) また、それは生産手段としての土地からは分離されるが、職住近接を理想として、雇用の場で居住の手段としての住家に結びつけられ一定の定住が求められるものであり、その定住と結びつく居住の手段であるからこそ、住居の

改良が同時に求められた。

- (3) 共有地等に依拠する庶民レベルでの共同体慣行（*make shifts*の経済）は、賃銀収入によって自活する労働者のイメージとも、またそれが不良住宅建設と結びつき、定住の手段となる住宅の改良と対立する点からも、チャドウィックの用いるところではなかった。
- (4) これに対して慫慂されたのが、共済組合や貯蓄銀行への加入であった。それらは、賃銀収入をもとに暮らす労働者がその賃銀の一部拠出をもって加入でき、また成人男子をメンバーとすることでチャドウィックの労働者、家族イメージと符合していたのである。この共済組合等がおこなう生命保険事業が、労働者の生活を補完するとき、終身加入によって成立するその事業の構造は、労働者の定住を求める根拠となっていたのである。

さて、本稿では、労働者や家族のイメージの再構成に意を注いだために、実際に貧民救助や、衛生改革（住居の改良、上下水道の設置等）をおこなう地域での執行機関やその法システムを論ずるまでには到らなかった。そこでこれらを検討し、チャドウィックの議論の全体像に迫ることはこれからの課題とし、今は筆を擱くことにしたい。

〔追記〕本稿は、日本学術振興会科学研究補助金（基盤研究（C））（2006-2009年度）、および大手前大学史学研究所オープンリサーチセンター研究プロジェクト（2010-2011年度）からの助成を受けた。

〔注〕

- 1) ここでは、イングランドおよびウェールズを対象を限定する。
- 2) *The Poor Law Report of 1834*, (reprint, eds. S.G. and E.O.A. Checkland, Pelican Books, 1974). 以下、引用箇所の表記に当たっては、本文上に「PR, p.**」のように略記する。
- 3) Edwin Chadwick, *Report on the Sanitary Condition of the Labouring Population of Great Britain. 1842*. (reprint, ed. M. W. Flinn, Edinburgh University Press, 1965) 本稿では、本文部分の引用をこのFlinn版からおこなう。したがって、頁番号もFlinn版により、その表記は本文で、「SR, p.**」のように略記する。また、Flinn版では図版や附録等が割愛されているので、これらを引用する場合は別途記す。
- 4) S. E. Finer, *The Life and Times of Sir Edwin Chadwick* (Methuen, 1952)、および、R. A. Lewis, *Edwin Chadwick and the Public Health Movement, 1832-1854* (Longmans, 1952)、また、前掲Flinn版の“Introduction”もチャドウィックの公衆衛生論を検討したものとして古典的な位置を占めるものであり、R. G. Hodgkinson, *The Origins of the National Health Service: the Medical Services of the New Poor Law, 1834-1871* (University of California Press, 1967) は、ナショナルヘルスサービスに結実する福祉国家形成の原点をチャドウィック改革に求めたものとして知られる。
- 5) Christopher Hamlin, *Public health and Social Justice in the Age of Chadwick: Britain, 1800-1854* (Cambridge University Press, 1998), Anthony Brundage, *England's Prussian Minister:*

- Edwin Chadwick and the Politics of Government Growth, 1832-1854* (Pennsylvania State Univ. Press, 1988); 廣重準一郎、藤井透訳『エドウィン・チャドウィック—福祉国家の開拓者』(ナカニシヤ出版、2002年)。
- 6) Bernard Harris, *The Origins of the British Welfare State: Society, State, and Social Welfare in England and Wales, 1800-1945* (Palgrave Macmillan, 2004), 金澤周作『チャリティとイギリス近代』(京都大学学術出版会、2008年) 第2章部分。
 - 7) 前掲、金澤『チャリティとイギリス近代』、122-136頁。
 - 8) ただし、ラッセルの対応が鈍く全国規模の調査が遅れたために、結局その議会提出は、ピール内閣(内相ジェームズ・グラハム)下の1842年におこなわれた。Flinn, "Introduction," pp.43-46、および、ブランデー前掲書、100-101頁。
 - 9) SR, p.224。ここでは、4629人の死亡者中、2649人がこの年齢にあたるとの数値が示されている。
 - 10) Finer, pp.19-27.
 - 11) General Register Office。民事登録=Civil Registrationの管理にあたる中央官庁。1836年設立。
 - 12) ウィリアム・ファーについては、John M. Eyer, *Victorian Social Medicine* (Johns Hopkins University Press, 1979) を参照のこと。
 - 13) William Farr, *The 5th Annual Report of the Registrar-General of Births, Deaths, and Marriages in England, 1843* (*Vital Statistics: A Memorial Volume of Selections from the Reports and Writings of William Farr*, ed. Noel A. Humphreys, 1975, p.456)。
 - 14) William Farr, *The 5th Annual Report* (*Vital Statistics*, p.457)。
 - 15) Thomas Henry Lister, 小説家としても知られる。Finer, p.143.
 - 16) William Farr, *The 5th Annual Report* (*Vital Statistics*, p.457)。
 - 17) William Farr, *Paper on the Equitable Taxation of Property in Journal of the Statistics Society, Vol.XVI.*, 1853 (*Vital Statistics*, pp.531-537)。
 - 18) Eyer, op. cit., pp.94-95.
 - 19) カール・マルクス『資本論』第1巻、第24章を参照のこと。
 - 20) *Report from His Majesty's Commissioners for Inquiring into the Administration and Practical Operation of the Poor Laws*. Appendix (A.) Repots of Assistant Commissioners, Part III (1834), p.23 A。トーマス・ウェートリーは、クッカムの教区司祭であり、その兄リチャード(Richard Whately)は、救貧法改正をチャドウィックとともに主導するナッソー・シニアの後を承けてオクスフォードの政治経済学の教授となり(1829年)、ついで1831年にはダブリン大主教に任ぜられたことでも知られる人物である。
 - 21) チャドウィックらの立場とは違い、この貧民への土地割当の考え方は一方で19世紀の英国にあっては根強くあったようで、やや後のことにはなるが、1887年には、当時おかれた地方衛生局に必ず割当地を設置するよう規定した土地割当法('the Allotments Act', 50&51, Vict., c.48, 1887)が定められている。
 - 22) Thomas W. Coke, 1st Earl of Leicester, 1754-1842。当時のレスター伯爵ことトーマス・クックは、政治家であると同時に農地改良の推進者としても知られた人である。Susanna Wade Martins, *Coke of Norfolk (1754-1842): A Biography*, Boydell Press, 2009, を参照のこと。
 - 23) 'An Act for the Better Relief of the Poor of This Kingdom,' (13&14, Char. II, c.12, 1662)。
 - 24) 'An Act for the Better Explanation and Supplying the Defects of the Former Laws, for the Settlement of the Poor' (13&14, William & Mary, c.11, 1691)。
 - 25) 改正救貧法が定住権を否定したことの効果については評価が分かれており、スネルなどは、

改正救貧法以後も定住権が機能し続けたことを強調している (K.D.M.Snell, *Parish and Belonging: Community, Identity and Welfare in England and Wales, 1700–1950*, Cambridge University Press, 2006)。

- 26) J. M. Neeson, *Commoners: Common Right, Enclosure and Social Change in England, 1700–1820* (Cambridge University Press, 1993).
- 27) Steve Hindle, *On the Parish? : The Micro-Politics of Poor Relief in Rural England c.1550–1750* (Oxford University Press, 2004).
- 28) Neeson, op. cit., p. 159、および、Hindle, op. cit., pp. 30–31.
- 29) Boaz Moselle, 'Allotments, enclosure, and proletarianization in early nineteenth-century southern England,' *Economic History Review*, 2nd ser., XLVIII, (1995), pp.482–500.
- 30) PR, p.284、Captain Chapmanの報告からの引用部分。
- 31) 'An Act for the Better Relief and Employment of the Poor,' (22, Geo. III, c. 83, 1782).
- 32) An Act for the Encouragement and Relief of Friendly Societies (33, George III, c.54, 1793).
- 33) たとえば、オクスフォードのキドリントンに設けられた友愛組合では、既婚女性が組合に加入するには夫の承認が必要とされたし、未成年の加入は認められなかった (*Rules of the Kidlington friendly society*, Oxford, 1839)。また、ロンドンの国民友愛組合の場合、未婚女性に限って組合員になることは認められたが、投票権も組合の事務を司ることも許されなかった (*Rules and Tables of the National Friendly Society*, London, 1846)。
- 34) E.Chadwick, 'Life Assurances-Diminution of Sickness and Mortality.' *The Westminster Review*, 9 (April 1828).
- 35) Ibid.
- 36) 現在のところ、英国全土で共済組合や貯蓄銀行に加入したり口座を開いている労働者がどれくらいの数にのぼるのかを明確にする手立ではない。ここでは、1839年におこなわれたブリストルの調査からその様子を見ると、ここでは労働者全家族5,981世帯のうち、一家の主が共済組合への加入や貯蓄銀行に口座を開設しているものは940世帯で、全体の15.7パーセントという割合となっていた。この数字はもちろん高いものではないが、ただし、1832年の選挙法改正でバラ選挙区等の選挙権に適用された純年度評価額10ポンド以上の家屋に住むものが同じブリストルで607世帯 (10.15パーセント) であったから、これをカバーして少し上回る程度の値とはなっていた。(C. Bowles Fripp, 'Report of an Inquiry into the Condition of the Working Classes of the City of Bristol,' *Journal of the Statistical Society of London*, Vol.2, 1839, p.372).
- 37) 'An Act for the Encouragement and Relief of Friendly Societies' (33, George III, c.54, 1793).